

## 設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和4年5月17日 石岡市告示第496号
2. 件名 R4石岡小・府中小・柿岡小・林小エアコン設置工事

	質問事項	回答
1	特記仕様書(機械設備工事)、一般共通事項の「2技能士の適用」について、 ※配管(配管工事)とありますが、配管技能士資格は元受け・下請けを問わず 施工従事者が所持していれば適用となるのでしょうか。 また、1級管工事施工管理技士でも代替可能なのでしょうか。	配管技能士資格は元受け・下請けを問わず施工従事者が所持していれば 適用となります。 1級管工事施工管理技士の資格と配管技能士の資格は別の資格であるため、 代替は認められません。